

都道府県・政令指定都市名	20 熊本市
--------------	--------

時点:2022年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 ( 室 ) 名	文化市民局 人権推進部 男女共同参画課
担 当 職 員 数	6 人 (専任 5 人、兼任 1 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	熊本市男女共同参画庁内推進会議
設置年月日(西暦)・根拠	2006年8月14日 根拠: 熊本市男女共同参画推進条例第11条
長 の 役 職	文化市民局 人権推進部長

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関 ・ 会 等 の 名 称	くまもと市男女共同参画会議
設置年月日(西暦)	2009年4月1日
構 成 員	10 人 (女性 5 人、男性 5 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 ( 西 暦 )	2019 年 4 月 ~ 2027 年 3 月
名 称	第2次熊本市男女共同参画基本計画
改定・見直しの予定時期	2023年(中間見直し) 未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	熊本市男女共同参画推進条例
	公 布 日 ( 西 暦 )	2008年12月24日
	施 行 日 ( 西 暦 )	2009年4月1日
	最 終 改 正 日 ( 西 暦 )	
	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦):	年 月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

調査時点コード		1:2022年4月1日	2:その他(西暦)	2022年3月31日	
目 標 値	(西暦) 2026 年度まで	40 %			
根 拠	第2次熊本市男女共同参画基本計画				
目標設定の対象である審議会等の範囲	法律・条例・規則(規定)、設置要綱に基づき設置しているもの				
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数( 149 )うち女性委員を含む審議会等数( 136 )		
			延総委員等数( 1,806 )延女性委員等数( 580 ) 女性比率( 32.1 )		
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数( 121 )うち女性委員を含む審議会等数( 110 )		
			延総委員等数( 1,440 )延女性委員等数( 446 ) 女性比率( 31.0 )		
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数( 15 )うち女性委員を含む審議会等数( 15 )		
			延総委員等数( 549 )延女性委員等数( 132 ) 女性比率( 24.0 )		
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数( 6 )うち女性委員を含む審議会等数( 5 )		
			延総委員等数( 63 )延女性委員等数( 6 ) 女性比率( 9.5 )		
目標値以外の目標設定					
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表	2
	人材名簿が有る場合	掲載人数	214 人	( 2022 年 4 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2		
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1		
		そ の 他	[ ]		

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

調査時点コード		1:2022年4月1日	2:その他(西暦)										
		管理職総数	女 性 管 理 職 の 内 訳										
		(人)	うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
		(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(人)	うち女性数(D)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(F)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(H)	女性比率(%)
本庁	計	246	30	12.2	19	2	10.5	56	4	7.1	171	24	14.0
	うち一般行政職	219	26	11.9	17	2	11.8	54	4	7.4	148	20	13.5
支庁・地方事務所等	計	221	27	12.2	10	0	0.0	52	4	7.7	159	23	14.5
	うち一般行政職	116	11	9.5	6	0	0.0	28	3	10.7	82	8	9.8
全体	計	467	57	12.2	29	2	6.9	108	8	7.4	330	47	14.2
	うち一般行政職	335	37	11.0	23	2	8.7	82	7	8.5	230	28	12.2
再掲	警察関係	0	0										
	教育委員会	37	5	13.5	1	0	0.0	4	0	0.0	32	5	15.6

## 問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2022年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
		本庁	計	275	46	16.7	546
	うち一般行政職	234	38	16.2	429	138	32.2
支庁・地方事 務所等	計	475	121	25.5	883	355	40.2
	うち一般行政職	255	41	16.1	371	139	37.5
全体	計	750	167	22.3	1429	538	37.6
	うち一般行政職	489	79	16.2	800	277	34.6
再掲	警察関係 教育委員会	50	10	20.0	184	58	31.5

## 問7-3 新規昇任者数(2021年4月1日～2022年3月31日)

		課長相当職			課長補佐 相当職			係長相当職		
		(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
本庁	計	26	3	11.5	46	10	21.7	72	21	29.2
	うち一般行政職	26	3	11.5	42	10	23.8	56	15	26.8
支庁・地方事 務所等	計	28	5	17.9	71	23	32.4	111	48	43.2
	うち一般行政職	14	3	21.4	31	6	19.4	38	18	47.4
全体	計	54	8	14.8	117	33	28.2	183	69	37.7
	うち一般行政職	40	6	15.0	73	16	21.9	94	33	35.1
再掲	警察関係 教育委員会	3	1	33.3	4	2	50.0	16	4	25.0

## 問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務 成績	昇任 試験		昇格 試験		部局等の 推薦	経 年 数	遠隔地での 長期研 修(4週間 以上)	遠隔地での 勤務経験	本人の希 望	その他
		面接 のみ	面接 以外	面接 のみ	面接 以外						
課長級	○		○			○	◎			○	
補佐級	○					○	◎				
係長級	○		○			○	◎			○	

## 問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2021年4月1日～2022年3月31日)

	全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性 受験率 (%)
昇任試験	480	133	27.7
昇格試験			

## 問7-6 女性公務員の採用状況(2021年4月1日～2022年3月31日)

	総 数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全体	227	123	54.2
うち上級	113	50	44.2
うち一般行政職	84	38	45.2
うち上級	54	26	48.1
うち警察関係			
うち上級			

## 問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

## 問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規 則 名	熊本市職員旧姓使用取扱要綱
該当部分の条文(本文)	第2条 職員は、市長の承認を受けて、法令等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。

## 問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード 1:2022年4月1日 2:その他(西暦)

防災・危機管 理部局 職員数(人)	うち女性		うち管理 職数(人)	うち女性	
	数(人)	比率(%)		数(人)	比率(%)
21	0	0.0	7	0	0.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	熊本市男女共同参画センターはあもにい		愛称・通称	はあもにい	
設置年月日(西暦)	1990年4月7日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：860-0862 住 所：熊本市中央区黒髪3丁目3番10号 電話番号：096-345-2550 FAX番号：096-345-0373 ホームページ：http://www.harmony-mimoza.org/				
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名： ) ○ 指定管理者(名称： はあもにい管理運営共同企業体 ) その他( ) 2. 事業運営 直営(担当部局名： ) ○ 指定管理者(名称： はあもにい管理運営共同企業体 ) その他( )				
職 員 数	常勤	27 人、	非常勤	15 人	予算額 2022年度 200,028 千円
主な事業 〔 男女共同参画・女性に 関するもの 〕 ※ 実施しているもの：○	○ 1. 広報啓発(主な事項 男女共同参画冊子制作、ラジオ出演等 ) ○ 2. 講座(主な事項 男女共同参画に関する講座、資格取得講座等 ) ○ 3. 相談事業(主な事項 ) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項 男女共同参画に関する図書、映像資料の貸し出し等 ) ○ 5. 苦情処理(主な事項 ) ○ 6. 交流促進(主な事項 市民グループ等の活動支援、はあもにいフェスタ等 ) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項 働き方相談所等 ) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項 ) ○ 9. 調査研究(主な事項 各種研修受講等 ) ○ 10. その他(主な事項 )				

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称			基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者		

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	2	1. 有 問10-2 2. 無 名称等：	加盟団体数		
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会 員 数		
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの：○	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 〔 内容： 〕				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの：○

1. 担当者連絡会議の開催 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 4. 関係情報の収集提供 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 〔 名称： 概要： 〕 7. その他 〔 内容： 〕	
--	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの：○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施
- 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
- 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
- 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

- 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
- 2. 研修受講職員の男女比を配慮
- 3. その他 〔 内容： 〕

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2021年度予算 (千円)	2022年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	184,830	192,394	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.05 %	0.05 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	10,086	173,086	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
	1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得	○		○	
② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○			
④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○			
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
⑩ 短時間正社員制度の導入				
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
⑬ その他				

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	2
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目		
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		
	6 その他「登用促進等」に関する項目		
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		
	9 短時間正社員制度の導入		
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
	12 その他		

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	熊本市子育て支援優良企業認定(2, 7)
→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称	

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	女性の活躍応援協議会くまもと
2 現在は無いが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名称	人権推進・男女共同参画に関する市民意識調査報告書
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期の場合	5 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ( )			

## 問18-1 2022年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発			
・ 男女共同参画週間における取組	記念講演会の開催、無料法律相談、法律講座の実施。		6月
・ LGBT理解促進リーフレット、職員研修用ハンドブックの作成・配布	市民啓発用のリーフレットを作成配布、職員研修等を実施し職員のスキルアップを図る。		8月
・ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間の取組	パープルリボンツリーの設置や民間支援団体と連携したパープルライトアップの実施		11月
・ はあもにいフェスタ記念講演会	男女共同参画に関する記念講演会の開催		11月
・ 情報誌 はあもにいの作成	男女共同参画に関する情報誌を年2回作成(男女共同参画センターで作成)		9月・2月
2. 表彰			
・			
3. 講座			
・ 各種出前講座	男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス、DV・デートDV、ハラスメント、LGBT等の出前講座を実施。		
・ 男女共同参画に関する講座	はあもにいウィメンズカレッジ、男女共同参画基礎講座を男女共同参画センターで実施。		
・ ワーク・ライフ・バランスの推進講座	ワーク・ライフ・バランスの推進に関する講座を男女共同参画センターで実施。		
・ 男性の生き方に関する講座	これからの男性の生き方に関する講座(メンズカレッジ等)を男女共同参画センターで実施。		
・ DV防止セミナー	DV防止セミナーを熊本市公式YouTubeチャンネルで配信。		
・ LGBT理解促進セミナー	LGBT理解促進セミナーを実施		
・ 防災出前講座	男女共同参画の視点に立った防災出前講座の実施		
・ 市民グループ企画による男女共同参画推進に係る講座	市民グループが企画する男女共同参画に関する講座を全3回実施予定。		
4. 相談事業			
・ DV相談	配偶者等からの暴力についての相談		
・ 専門相談(法律)	離婚・親権・各種ハラスメント等のさまざまな相談		
5. 情報収集・提供			
・ 男女共同参画に関する図書、映像資料の貸し出し等	男女共同参画センターの情報資料室において、男女共同参画に関する図書及び映像資料の貸出を行う。		
6. 苦情処理			
・ 苦情処理	男女共同参画の推進に関する苦情の処理		
7. 交流促進			
・ 市民活動支援・連携事業	男女共同参画を推進するグループへの支援等を男女共同参画センターで実施		
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
・ 働き方相談所や女性起業・就業支援等	働き方相談所や女性の起業・就業支援・キャリアアップ支援を男女共同参画センターで実施。		
9. 国際交流・海外派遣事業			
・			
10. 調査研究			
・ 各種研修等の受講	公的機関及び民間等で行われる各種研修等を受講しスキルアップを図る。		
11. その他			
・ DV民間シェルター補助	民間シェルターの運営費の一部を上限50面円の範囲で補助を行う。		

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

議 会 名		熊本市議会	
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間  【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。		1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	2
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無		1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1
規 則 名		熊本市議会会議規則	
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		第1条 3 議員は、出産のため招集に応ずることができないとき又は会議に出席できないときは、前項の規定による届出に際し、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして提出することができる。	
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無		1. あり 2. なし 3. その他( )	2
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
議会の欠席事由として、明記した規定の有無			
		1 明記した規定がある。 2 明記した規定はないが、運用上認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。	
配偶者の出産			1
育児			1
家族の看護			1
家族の介護			1
疾病			1
その他	(熊本市議会会議規則)公務、疾病、育児、出産、家族の看護又は介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由		1
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況		1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4
議会におけるハラスメント防止に関する取組		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	1
行っている取組 ※実施しているもの:○		1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている。 4. その他 ( )	○
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
(ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている場合) 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用		1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	3
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	2
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2
規 則 名			
条本文文			
政治分野の男女共同参画のために実施していること			

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)〔 〕
計画、指針名	熊本市地域防災計画
該当部分の規定	<p>1 平常時における男女共同参画の視点に基づく防災対策 男女共同参画センターはあもにいは、地域団体等を対象とした防災出前講座を開催し、男女共同参画の視点に基づく防災意識の向上を図るほか、主に女性や子ども、性的少数者等に配慮した環境整備に努め、必要と考えられる避難用物資を会館内に備蓄しておくよう努める。 また、市が行う女性防災リーダーの育成に協力する。 市は、啓発紙への記事掲載や防災出前講座・セミナー等の開催を通じて、男女共同参画の視点に基づく防災意識の向上を図るよう努める。</p> <p>2 関係機関との連携 平常時より、男女共同参画センターはあもにいが中心となり、市内で活動する子育て支援団体や女性団体、全国の男女共同参画センター等との連携体制を整え、正確な情報の発信や有用な情報の共有、大規模災害時における各種団体の役割や機能の把握を行うよう努める。 また、市は大規模災害時においてもDV 被害者への相談対応ができるよう、警察をはじめとした各関係機関やDV 被害者支援団体との連携を強化するよう努める。 さらに、男女共同参画の視点のみならず、大規模災害発生時(特に避難所運営)において様々な生活上の困難を抱える市民等に対する正しい理解と認識のもとに多様性を尊重した対応がなされるよう、関係機関と連携し防災活動を積極的に推進する。</p> <p>3 大規模災害時の対策 男女共同参画センターはあもにいにおいて、男女共同参画の視点に基づく避難所運営について周知徹底させるため、避難所の巡回等を行う。 市は、男女共同参画センターはあもにいや警察等関係機関と協力し、避難所等におけるDV や性犯罪防止対策に努めるほか、被害者からの相談受付を行う。</p>

調査時点コード: 2

1. 2022年4月1日 2. その他(西暦)( 2022年3月31日 )

## 1. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 市町村防災会議(会長を含む)	63	5	7.9	
	市町村防災会議(委員のみ)	62	5	8.1	
	2 民生委員推薦会	5	1	20.0	
	3 国民健康保険事業の運営に関する協議会	15	2	13.3	
	4 地方社会福祉審議会	60	14	23.3	
	5 土地利用審査会	7	3	42.9	
	6 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	8	40.0	
×	7 公害健康被害認定審査会				
×	8 地方港湾審議会				
	9 土地区画整理審議会	9	0	0.0	宅地所有者及び借地権者が委員に立候補し、選挙で選出されるため
	10 建築審査会	7	3	42.9	
	11 開発審査会	7	1	14.3	
	12 市町村都市計画審議会	10	6	60.0	
	13 介護認定審査会	255	73	28.6	
	14 精神医療審査会	20	8	40.0	
	15 市町村国民保護協議会	58	4	6.9	
×	16 地方独立行政法人評価委員会				
	17 感染症診査協議会	8	2	25.0	
×	18 市街地再開発審査会				
×	19 障害支援区分審査会				
×	20 児童福祉審議会				
	21 行政不服審査会	5	2	40.0	
	22				
	23				
	24				
	25				
	26				
	27				
<b>合 計</b>		549	132	24.0	
<b>女性委員0の審議会数</b>		1			

## 2. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委員会等名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	24	1	4.2	
3	人事委員会又は公平委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	農業委員会	24	1	4.2	
6	固定資産評価審査委員会	3	1	33.3	
<b>合 計</b>		63	6	9.5	
<b>女性委員0の委員会数</b>		1			